

事務事業名	民間児童館運営事業	担当	健康福祉部 保育課 施設管理係	
政策名	2 「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～	施策名	1	子育て支援の充実
成果指標	名称	単位	4 年度実績	
	児童の健全育成を図った児童館数	カ所	1	
	児童館の延べ利用者数	人	5,860	
	健全な育成が図られた児童の割合	%	100	
事業概要	児童福祉法第40条に規定する児童館は、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設である。対象者は、児童福祉法で定める乳幼児及び小中学生・高校生であり、施設運営者である社会福祉法人に対し、目的を達成できるよう運営費の助成をしている。			
4 年度実績・成果・課題	コロナ禍以前と比較し、利用者は大きく減少しているが、前年度からは回復基調にある。児童館を利用する保護者からは、子どもの安全が確保されるとともに、遊びを通じて異年齢児や地域住民との交流が図られ、子どもの自立に役立つという声が寄せられている。			
今後の方向性と具体策	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的絞込み <input type="checkbox"/> 目的拡充 <input type="checkbox"/> 事業統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 予算増大 <input type="checkbox"/> 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】 児童福祉法に基づく児童の健全育成のための支援策であるため、廃止・休止をすると影響がある。必要最小限の経費で実施しており、削減の余地はなく、引き続き事業を継続する。			